

苦情処理等の報告について

平成19年8月2日
苦情処理調査部会

苦情調査処理状況一覧

	(H19)苦情事案1	(H19)苦情事案2
申出人	A	B
申出日	平成19年4月3日	平成19年5月8日
実施機関	教育委員会(教育振興部教職員課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	千葉県教育委員会は職員をして「情報公開条例に全ては書いていない」と主張し、独自に公開非公開の判断を行い、同一情報について、ある場合には開示し、その余の場合には開示しないなど恣意的工作を行っている。もしもこのような行為が許されるなら、千葉県において情報公開制度は成立しなくなる。千葉県情報公開推進会議の真摯で公正な判断と迅速な是正措置が必要である。	不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、条例第7条第2項(補正要求)を悪用している。 1 形式上の不備がないのに補正要求した。 2 開示請求対象の行政文書でない文書を特定させようとした。 3 補正に必要な相当の期間を設けなかった。 4 窓口の情報公開センターが却下の指導をしている。
調査委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	伊藤委員
調査の状況		平成19年6月11日(実施機関からの書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成19年4月10日(処理方針の検討) 平成19年4月23日(処理方針の検討)	平成19年6月29日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成19年5月7日	平成19年7月5日
処理結果	本件苦情は、千葉県情報公開条例に基づく行政文書部分不開示決定に係る不開示の判断に対する苦情と解されることから、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でないとして判断する。	調査の結果、今回の補正の求めは、保険指導課において、開示請求に係る行政文書を特定することができないため、開示請求の趣旨を満たすと思われる文書を申出人に示して行ったことが認められる。よって、「補正要求の悪用」があったとする事実は確認できず、保険指導課及び政策法務課の事務処理に不適正な点は認められなかった。 補正に要した日数は開示決定等の期間に算入されないものであるから、5月9日の当初の決定期限を厳守しようとしたという説明に合理的理由はなく、また、5月3日から6日までは休日であったことをかんがみても、補正の求めて回答に必要な相当の期間を設けていたとは到底認められない。よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められ、今後の事務処理において改善すべきものとする。したがって、保険指導課に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。
	(H19)苦情事案3	(H19)苦情事案4
申出人	B	B
申出日	平成19年6月8日	平成19年6月17日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(農林水産部安全農業推進課)
苦情の内容	同じ内容の請求を千葉県監査委員に対してもしたが、記載内容で特定ができるとして補正要求がないのに、担当課があわよくば却下しようと、そうでなくても時間かせぎをするため、職権濫用して補正要求(H19.6.1付保指228号) 補正要求の不要な請求に対し、職権濫用をして補正要求を故意にしている。 住民監査請求の証拠書類に使われないよう、決定通知までの時間かせぎで、あわよくば却下しようと、担当課職員が職権濫用(担当課の違法な補正要求は今回で3件目である。)	開示する行政文書が1時間で閲覧できないのに開示日時を午後4時として閲覧させない。 1 非常識な対応は、中山間地域等直接支払交付金額等の不正受給を隠すため情報公開の趣旨に反する。 2 その後も見せようとしぬい。 3 立ち会わなければ見せないとしている。総合窓口職員の立会いでも可能としぬい。 4 不正隠しのために情報公開・個人情報センターの職員も加担している。
調査委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況	平成19年6月29日(処理方針の検討)	平成19年6月29日(処理方針の検討)
処理結果通知		
処理結果		

苦情調査処理状況一覧

	その他1	
申出人	A	
申出日	平成19年7月30日	
実施機関		
苦情の内容	<p>・貴会議が行う苦情に対する対処方法は、苦情を申立てた者からその実情を聞くことをせず、行政側からだけ苦情に関する説明を受け処理を行う。これでは当該処理は、行政の代弁機関に墮落するといわざるを得ない。</p> <p>・私は3度の苦情を行いまた意見書も提出したが、ただの一度も事情や背景の説明機会を与えられていない。</p> <p>・苦情申立てに対する決定等の文書作成作業は行政にゆだねられており、このような実態からも貴会議が行政に不利な裁定を下すことは、普通に考えれば最初から予定されていない。</p> <p>・貴会議は真に市民の立場に立って苦情の処理及びその他の活動を行うべきである。</p>	
調査委員		
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果		
申出人		
申出日		
実施機関		
苦情の内容		
調査委員		
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況		
処理結果通知		
処理結果		

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 11 号
平成19年7月5日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成19年5月8日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H19)苦情2(平成19年5月8日申出分) 不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、県情報公開条例7条2項(補正要求)の悪用(H19.5.2付保指134号)と(H19.5.2付保指136号)形式上の不備がないのに補正要求した。 開示請求対象の行政文書でない行政文書を特定させようとした。 補正に必要な相当の期間を設けなかった。 窓口の情報公開センターが却下の指導をしている。</p> <p>2 調査概要 平成19年5月8日 苦情の申出書の受け付け 平成19年5月28日 保険指導課及び政策法務課への書面による調査 平成19年6月11日 保険指導課及び政策法務課から調査回答書受け付け 平成19年6月29日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 補正を求めたことについて ア 保険指導課及び政策法務課に調査を行ったところ、保険指導課からは、「補正を求めた理由は、請求書の記載から請求の趣旨が理解できなかったためであり、請求の内容が客観的かつ具体的なものであれば文書の特定は可能であると考えたためである。」との説明があった。 また、政策法務課からは、「条例第7条第1項第4号の『行政文書を特定するに足りる事項』が記載されていない場合には、実施機関に対し補正を求めるよう指導を行うことはあるが、申出人が言うような『情報公開センターが却下の指導をしている』という事実はない。」との説明があった。 イ 今回の補正の求めは、保険指導課において、開示請求に係る行政文書を特定することができないため、開示請求の趣旨を満たすと思われる文書を申出人に示して行ったことが認められる。よって、「補正要求の悪用」があったとする事実は確認できず、保険指導課及び政策法務課の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
------	--

	<p>(2) 補正期間について</p> <p>ア 保険指導課に調査を行ったところ、「この申出人に対する過去の補正で、文書の送付から4日程度で回答があったこと、補正の内容から回答が比較的容易であると考えたこと及び申出人から開示請求に対する決定に1箇月を要することについて引き伸ばしをしている旨の発言があったことから、当初の開示請求に対する決定期限が5月9日であったため、補正期間を含めて決定期限内に決定が行えるよう、5月2日付けで補正を求める文書を送付し、5月7日を回答期限にした。また、平成19年4月1日から事務取扱要綱が改正され、これらの請求に対して補正を求めるか否かの判断を厳密に行った結果、結論までに時間を要したため、補正を求める文書の送付が5月2日付けになってしまった。」との説明があった。</p> <p>イ 補正に要した日数は開示決定等の期間に算入されないものであるから、5月9日の当初の決定期限を厳守しようとしたという説明に合理的理由はなく、また、5月3日から6日までは休日であったことをかんがみても、補正の求めで回答に必要な相当の期間を設けていたとは到底認められない。よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められ、今後の事務処理において改善すべきものとする。</p> <p>したがって、保険指導課に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p> <p>(3) その他</p> <p>申出人が主張する県職員の不法行為等については、実施機関の事務処理に不適正な点を確認することはできなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員 伊藤 さやか

苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

情公推 第 10 号

平成 19 年 7 月 5 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成 19 年 5 月 28 日付けで通知し、同年 6 月 11 日に実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H19) 苦情2 (平成19年5月8日申出分)

不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、県情報公開条例7条2項(補正要求)の悪用(H19.5.2付保指134号)と(H19.5.2付保指136号)

形式上の不備がないのに補正要求した。

開示請求対象の行政文書でない行政文書を特定させようとした。

補正に必要な相当の期間を設けなかった。

窓口の情報公開センターが却下の指導をしている。

2 調査結果の概要

(1) 補正を求めたことについて

ア 保険指導課及び政策法務課に調査を行ったところ、保険指導課からは、「補正を求めた理由は、請求書の記載から請求の趣旨が理解できなかったためであり、請求の内容が客観的かつ具体的なものであれば文書の特定は可能であると考えたためである。」との説明があった。

また、政策法務課からは、「条例第7条第1項第4号の『行政文書を特定するに足りる事項』が記載されていない場合には、実施機関に対し補正を求めるよう指導を行うことはあるが、申出人が言うような『情報公開センターが却下の指導をしている』という事実はない。」との説明があった。

イ 今回の補正の求めは、保険指導課において、開示請求に係る行政文書を特定することができないため、開示請求の趣旨を満たすと思われる文書を申出人に示して行ったことが認められる。よって、「補正要求の悪用」があったとする事実は確認できず、保険指導課及び政策法務課の事務処理に不適正な点は認められなかった。

(2) 補正期間について

ア 保険指導課に調査を行ったところ、「この申出人に対する過去の補正で、文書の送付から4日程度で回答があったこと、補正の内容から回答が比較的容易であると考えたこと及び申出人から開示請求に対する決定に1箇月を要することについて引き伸ばしをしている旨の発言があったことから、当初の開示請求に対する決定期限が5月9日であったため、補正期間を含めて決定期限内に決定が行えるよう、5月2日付けで補正を求める文書を送付し、5月7日を回答期限にした。また、平成19年4月1日から事務取扱要綱が改正され、これらの請求に対して補正を求めるか否かの判断を厳密に行った結果、結論までに時間を要したため、補正を求める文書の送付が5月2日付けになってしまった。」との説明があった。

イ 補正に要した日数は、開示決定等の期間に算入されないものであるから、5月9日の当初の決定期限を厳守しようとしたという説明に合理的理由はなく、また、5月3日から6日までは休日であったことをかんがみても、補正の求めで回答に必要な相当の期間を設けていたとは到底認められない。よって、この点については不適正

な事務処理があったと認められる。

(3) その他

申出人が主張する県職員の不法行為等については、実施機関の事務処理に不適正な点を確認することはできなかった。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

情報公開条例第7条第2項には、補正を求める場合には、相当な期間を定める旨の規定がある。実施機関は、5月2日付けで補正を求める文書を送付し、その回答期限を5月7日としており、当推進会議としては、一般的に回答に必要な相当の期間を設けていたとは認められない。今後の事務処理において改善すべきものとする。

実施機関においては、補正を求める場合には、回答に必要な相当の期間を設けるよう図られたい。

苦情の番号は苦情調査の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。